

大府市立大府南中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

(1) 基本理念について

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与える行為である。生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。

したがって、本校では、これらの基本的な考えを基に教職員が日ごろからささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる学校づくりを進める。また、児童の保護者、地域住民、児童相談センター等の関係者との連携を図りながら、いじめの防止と早期発見に取り組むとともに、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するよう努める。

2 いじめ防止対策組織

(1) 組織等について

- ・いじめの防止や対応を実効的なものとするために、「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を設置する。
- ・その構成員は、「校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等」とし、必要に応じて、「スクールカウンセラーや関係機関の担当者」も含めて開催する。
- ・原則として月1回を定例会とし、職員全体への報告会をもつ。ただし、いじめ事案が発生した場合は臨時に開催する。臨時の開催の場合、構成員は必要に応じた適切なメンバーとする。

(2) 「いじめ・不登校・虐待対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・教職員への「学校の取組の評価アンケート」の実施と検討
- ・学校評価の評価項目等の検討
- ・生徒アンケート結果や評価結果を基に状況を確認・検証

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初め職員会議等での、「学校いじめ防止基本方針」の周知
- ・生徒アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討
- ・Q-Uテストの結果の集約、分析、対策の検討
- ・職員会議等での情報交換や報告による共通理解を図った上での取組や実践の充実

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通じて、取組状況や評価結果の情報発信

エ いじめ事案への対応

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合、正確な事実の把握に努め、いじめとして対応すべき事案か否かの判断をする。
- ・いじめ事案と判断した場合については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。必要に応じて外部の専門家、関係機関と連携した対応をする。
- ・被害生徒のケアや支援を行う。
- ・加害生徒への指導や支援を行う。
- ・問題の解消（再発防止の教育活動、その後の経過の見守り）に向けた指導・支援体制の組織化をする。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ・生徒同士の関わりを大切に（好ましい人間関係づくり）、互いに認め合い（一人一人の居場所づくり）、一人一人が自分の力を発揮しながら（自分らしく活躍できる場面づくり）ともに成長していく学級づくりや学年づくりを進める。
- ・生徒の活動や努力を認め、楽しく分かる授業の展開や自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ・教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、体験活動や交流活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ・生徒の人間関係を築く力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組む。
- ・情報モラル教育を推進し、ネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。また、保護者も参加する機会をもつ。
- ・教職員の校内研修を計画的に実施する。また、年度初めには、「学校いじめ防止基本方針」を基に、共通理解を図る研修会を実施する。
- ・生徒会を中心として、自発的自主的にいじめについて考え、いじめを防止する取組を計画的に行う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ・いじめアンケートや教育相談を原則として学期に1回実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。また、実施したアンケート用紙などの調査資料については、調査後5年間の保存とする。
- ・教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ・生徒が相談しやすい相談体制を整備する。スクールカウンセラーや心の教室相談員との連携や「大府市悩みごと電話相談」等の関係諸機関の相談窓口の周知を図る。

(3) いじめに対する早期対応

- ・いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ・被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ・加害生徒には、教育的配慮の下、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- ・教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携の下で取り組む。
- ・いじめが解消に至ったと判断した場合でも、その後の経過に関して、日常の継続的な見守り活動を3か月間は実施する。
- ・ネット上のいじめについては、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して対応する。
- ・いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを図る。

4 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに大府市教育委員会に報告する。
- ・大府市教育委員会の指導や助言、支援を受け、その判断の下、調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者へ適切な情報提供をする。
- ・調査結果を踏まえて、生徒への指導と支援を行う。
- ・調査結果を大府市教育委員会に速やかに報告し、必要な措置と再発防止のための対策を講じる。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- ・PDCAサイクルによる見直しを行い、実効性のある取組となるよう努める。
- ・学校評価（自己評価、学校関係者評価）によって取組を検証し、取組を改善する。

6 その他

- ・いじめ防止に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、生徒指導やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- ・「学校いじめ防止基本方針」は、年度始めに保護者へ周知する。また、ホームページ等で保護者や地域に周知を図る。
- ・地域連携を進めていくために、「ネットワーク会議」等の場を活用して情報提供をすることで、生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに地域とともに努める。
- ・長期休業中の事前と事後の指導を行い、休業中のいじめ防止に努める。

学校いじめ防止基本方針の概要

(ア) 基本的な考え方

- いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与える行為である。生徒の生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。
- いじめは、どの子にもどの学級でも起こりうる問題であり、また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。

(イ) いじめ防止のための組織の概要

- いじめの防止や対応を実効的なものとするために、「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を設置する。
- その構成員は、「校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等」とし、必要に応じて、「スクールカウンセラーや関係機関の担当者」も含めて開催する。
- いじめ・不登校対策委員会を月に1回開催し、以下の内容について検討する。
 - ・ いじめや不登校の未然防止の取組、早期発見のためのアンケート等の検討
 - ・ 学校いじめ基本方針の取組についての検証と見直し
 - ・ いじめや不登校への具体的な対応策の検討

(ウ) 方策の概要

- 生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、ともに成長していく学級づくり・学年づくりを進める。
- 道徳教育や体験活動等の充実を図り、生徒の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組む。
- いじめアンケートや教育相談を原則として学期に1回実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。また、実施したアンケート用紙などの調査資料については、調査後5年間の保存とする。
- いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- いじめが解消に至ったと判断した場合でも、その後の経過に関して、日常の継続的な見守り活動を3か月間は実施する。
- ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して対応する。
- 重大事態が生じた場合は、速やかに大府市教育委員会に報告し、指導や助言、支援を受け、その判断の下、調査組織を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。